平成３０年（フ）第３５号
広島県呉市川尻町久筋２丁目９番32号　103号室
債務者　二矢川珠紀（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第４８号
広島県呉市音戸町波多見９丁目19番４号　A101号室
債務者　香川　　純
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第２３号
山口県岩国市周東町差川790番地３
債務者　神崎　真弓
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１３３号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬73番地22　桜コーポ　201号
債務者　円城寺大石
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
沖縄県南城市知念字久原26番地
債務者　奥間　臣子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第７４号
青森県上北郡七戸町字上町野84番地２
債務者　上野真理子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
青森市奥野３丁目11番６号
債務者　町田　伸也
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
神奈川県三浦市白石町11番29号
債務者　沖山　勉也
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１４５号
沖縄県中頭郡西原町字小波津511番地の２
債務者　内里　清次
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１６０号
沖縄県浦添市宮城４丁目４番３－302号　久ハウジング
債務者　嘉松さをり
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６２７号
愛知県春日井市大手町３丁目19番地15　タウニーベル201号
債務者　坂井　涼子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６９１号
名古屋市中村区大宮町３丁目28番地　コーポ光荘101号
債務者　伊藤　喜和
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７１９号
名古屋市中川区昭和橋通２丁目24番地　ＳＴ昭和橋203号
債務者　鈴木　拓夢
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９３２号
名古屋市中村区鈍池町３丁目78番地、従前の住所名古屋市港区木場町９番地の11　シャルマンコーポ木場町２号棟316号
債務者　武田　慎一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８４号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の３　元塩東住宅１棟207号
債務者　大久保早苗
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５４５号
愛知県尾張旭市長坂町南山2845番地33　カーサ南山Ⅱ－102
債務者　有地　　健
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部